

都道府県・政令指定都市名	19 北九州市	時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)
問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織		
局 部 課 (室) 名	政策局WomanWill推進室	

局 部 課 (室) 名	政策局WomanWill推進室
担 当 職 員 数	10 人 (専任 10 人、兼任 0 人)
長 の 役 職	市長

名 称	女性の輝く社会推進！本部
設 置 年 月 日 (西暦) ・ 根 拠	2000年12月1日 根拠: 女性の輝く社会推進！本部設置要綱
長 の 役 職	市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 關 、 懇 談 会 等 の 名 称	北九州市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西暦)	2002年8月1日
構 成 員	17 人 (女性 10 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西暦)	2024 年 8 月 ~ 2029 年 3 月
名 称	第5次北九州市男女共同参画基本計画
改定・見直しの予定期間	2029年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例
	公 布 日(西暦)	2002年3月28日
	施 行 日(西暦)	2002年4月1日
	最 終 改 正 日(西暦)	2002年6月24日
	改 正 内 容	任期の特例
	改正が予定されている場合、改正予定期間(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード		
	(西暦)	年度まで	%
根 拠	令和10年度までに付属機関ごとに男女比率の均等を目指し、全体で50%以上を目指す。		
第5次北九州市男女共同参画基本計画			
目標設定の対象である審議会等の範囲			
法律又は法令による設置されている審議会等、条例・規則等により設置されている会議等			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数(90)うち女性委員を含む審議会等数(90)	
	延総委員等数(1,416)	延女性委員等数(703)	女性比率(49.6)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数(65)うち女性委員を含む審議会等数(65)	
	延総委員等数(1,324)	延女性委員等数(641)	女性比率(48.4)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならぬ審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数(19)うち女性委員を含む審議会等数(19)	
	延総委員等数(771)	延女性委員等数(342)	女性比率(44.4)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(4)	
	延総委員等数(104)	延女性委員等数(20)	女性比率(19.2)
目標値以外の目標設定			
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2 有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数 人 (年 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 2 委員の公募(1. 有 2. 無) 1 そ の 他 []	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード			1:2025年4月1日		2:その他(西暦)				
			管理職総数			女性管理職の内訳						
			(人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職 (人) (C)			次長相当職 (人) (E)			課長相当職 (人) (G)
本庁	計		416	64	15.4	112	16	14.3	0	0		304
	うち一般行政職		394	62	15.7	107	16	15.0	0	0		287
支庁・地方事務所等	計		255	53	20.8	46	8	17.4	0	0		209
	うち一般行政職		209	48	23.0	38	6	15.8	0	0		171
全体	計		671	117	17.4	158	24	15.2	0	0		513
	うち一般行政職		603	110	18.2	145	22	15.2	0	0		458
再掲	警察関係		0	0		0	0		0	0		0
	教育委員会		42	10	23.8	8	2	25.0	0	0		34
23.5												

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

			調査時点コード			1:2025年4月1日		2:その他(西暦)				
			課長補佐相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	
本庁	計		0	0		802	192	23.9				
	うち一般行政職		0	0		757	173	22.9				
支庁・地方事務所等	計		0	0		676	189	28.0				
	うち一般行政職		0	0		496	133	26.8				
全体	計		0	0		1,478	381	25.8				
	うち一般行政職		0	0		1,253	306	24.4				
再掲	警察関係		0	0		0	0					
	教育委員会		0	0		90	34	37.8				

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	課長補佐相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
本庁	計		37	9	24.3	0	0		57	16	28.1
	うち一般行政職		33	9	27.3	0	0		55	15	27.3
支庁・地方事務所等	計		29	7	24.1	0	0		61	16	26.2
	うち一般行政職		19	6	31.6	0	0		45	12	26.7
全体	計		66	16	24.2	0	0		118	32	27.1
	うち一般行政職		52	15	28.8	0	0		100	27	27.0
再掲	警察関係		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会		0	0		0	0		8	2	25.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他		
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外								
課長相当職	○				○							
課長補佐相当職												
係長相当職	○		○		○	◎			○	筆記試験の合格者で昇任選考の申込者に対し、作文+面接を行っている。		

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,394	558	40.0
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体	190	91	47.9
うち 上級	152	70	46.1
うち一般行政職	176	83	47.2
うち 上級	141	63	44.7
うち警察関係	0	0	
うち 上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8：当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	職員の旧姓使用について(通知)
該当部分の条文(本文)	職員が婚姻等により氏を改めた後も、それ以前に使用していた氏を引き続き使用できることになりました。

問7-9：本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)			うち女性数(人)	女性比率(%)
			うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)		
33	4	12.1	5	1	20.0		

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	北九州市立男女共同参画センター			愛称・通称	ムーブ		
設置年月日(西暦)	1995年7月1日			施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号: 8030814 住 所: 北九州市小倉北区大手町11-4 電話番号: 093-583-3939 FAX番号: 093-583-5107 ホームページ: https://www.kitakyu-move.jp/						
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: 公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: 公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム) その他()						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) 21	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) 0	人、人	予算額	2025年度	244,088	千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの:○	<input type="radio"/> 1. 連携・協働(主な事項: 女性誌「ムービング」等の発行、講師派遣等) <input type="radio"/> 2. 広報啓発(主な事項: ジェンダー問題講座、就業支援講座等) <input type="radio"/> 3. 講座(主な事項: 一般、人権侵害、法律、男性相談等) <input type="radio"/> 4. 相談事業(主な事項: 図書・資料等の収集・提供) <input type="radio"/> 5. 実態把握(主な事項: 男女共同参画に関する苦情の処理) <input type="radio"/> 6. 調査研究(主な事項: ムーブ学生活動プロジェクト、ムーブフェスタ等) <input type="radio"/> 7. 國際交流(主な事項: ムーブフェスタ市民企画事業) <input type="radio"/> 8. 情報収集・提供(主な事項: (公財)アジア女性交流・研究フォーラムとの共催事業) <input type="radio"/> 9. 苦情処理(主な事項: ジェンダー問題講座、研究支援事業) <input type="radio"/> 10. その他(主な事項: 利用者を対象とした託児サービスの実施)						

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム		基金・基本財産額	329,346	千円
設置年月日(西暦)	1990年10月20日		出資者	北九州市ほか	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 2. 無 名称等: 北九州市女性団体連絡会議	加盟団体数	73
			会 員 数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 [内容: 市民向け啓発事業「男女共同参画フォーラムin北九州」の開催]		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催			
2. 市区町村職員研修会の開催			
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催			
4. 関係情報の収集提供			
5. 審議会等女性登用の働きかけ			
6. 補助金等の交付	名 称 :		
	概 要 :		
7. その他	内 容 :		

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 [内 容 :]

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	293,888	285,888	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.05 %	0.04 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	304,890	24,690	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

	項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。) (1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達 (2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定 (3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定 (4) プロポーザル方式における評価項目の設定 (5) その他 (内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

具 体 的 項 目		問14-1 1. 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2. 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3. 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4. その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○	○	○	
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○	
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○	
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○	○	
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)	○	○	○	
	⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		2	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		<input type="radio"/>
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		<input type="radio"/>
	3 役員に占める女性割合に関する項目		<input type="radio"/>
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		<input type="radio"/>
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		<input type="radio"/>
	6 その他「登用促進等」に関する項目		<input type="radio"/>
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		<input type="radio"/>
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		<input type="radio"/>
	9 短時間正社員制度の導入		<input type="radio"/>
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		<input type="radio"/>
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		<input type="radio"/>
	12 その他		<input type="radio"/>

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	北九州市Work Life Balance表彰(1~11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称 北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1 1. 有 2. 無	問17-1 名称 北九州市の男女共同参画社会に関する調査 報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期の場合 5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発 ・①男女共同参画フォーラムin北九州 ・②男女行動参画に関する広報啓発事業 ・③男女行動参画に関する副読本の配布 ・④DV、デートDV予防啓発事業 ・	①講演会、座談会 ②男女共同参画に知見の深い団体による市民に対する広報啓発事業 ③市内小中学校に毎年配布 ④DV予防に関するリーフレットの配布や学校等でのデートDVや予防教室の実施	①1000名 ②1000名 ③20000名 ④3000名	①6～12月 ②7～3月 ③3月 ④6～3月
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・①男女行動参画フォーラムin北九州 ・②男女共同参画に関する広報啓発事業 ・	①講演会、座談会 ②男女共同参画に知見の深い団体による市民に対する広報啓発事業	①1000名 ②1000名	①6～12月 ②7～3月
4. 相談事業 ・①一般相談 ・②人権侵害相談 ・③男性相談 ・④法律相談 ・⑤女性の就業等に関する相談 ・	①男女共同参画センター等で実施 ②男女共同参画センターで実施 ③男女共同参画センターで実施 ④男女共同参画センターで実施 ⑤ウーマンワークカフェ北九州で実施		①通年 ②通年 ③通年 ④通年 ⑤通年
5. 情報収集・提供 ・図書・資料等の収集・提供 ・	男女共同参画センターで実施		通年
6. 苦情処理 ・苦情処理 ・	男女共同参画の推進に関する苦情の処理		隨時
7. 交流促進 ・市民活動支援・連携事業 ・	男女共同参画センター等で実施		通年
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・			
9. 国際交流・海外派遣事業 ・(公財)アジア女性交流・研究フォーラム事業 ・	(公財)アジア女性交流・研究フォーラムが行う国際交流の支援		通年
10. 調査研究 ・(公財)アジア女性交流・研究フォーラム事業 ・	(公財)アジア女性交流・研究フォーラムが行う研究事業の支援		通年
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	北九州市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1
規定名	北九州市議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第83条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2. 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	<p>1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)</p>	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1 公務、出産忌引き、災害等	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()	

規則名 明記した規定(規則、条例、別表等)の 内容	
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
規則名	
条文本文	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	
乳幼児連れの方などを対象とした防音仕様で、ベビーシートやおもちゃを備えた特別傍聴室がある。	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	[]
計画、指針名	
該当部分の規定	

2025年度調査より以下の設問(問21～問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	29 人	うち女性数	3 人	女性比率	10.3 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

**問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの
防災・復興をテーマにした研修の実施状況**

1. 実施している 2. 実施していない

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1. 条例 2. 条例以外(要綱など)	[]
------------------------	-----

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1. あり 2. なし

調査時点コード:

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦)(2025年6月1日)

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならぬ審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	60	19	31.7	
	市町村防災会議(委員のみ)	59	19	32.2	
2	民生委員推薦会	14	8	57.1	
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	23	12	52.2	
4	地方社会福祉審議会	40	22	55.0	
5	土地利用審査会	5	4	80.0	
6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0	
7	公害健康被害認定審査会	8	4	50.0	
8	地方港湾審議会	30	14	46.7	
9	土地区画整理審議会	19	2	10.5	
10	建築審査会	7	5	71.4	
11	開発審査会	7	4	57.1	
12	市町村都市計画審議会	26	13	50.0	
13	介護認定審査会	346	150	43.4	
14	精神医療審査会	22	11	50.0	
15	市町村国民保護協議会	60	19	31.7	
16	地方独立行政法人評価委員会	13	7	53.8	
17	感染症診査協議会	8	4	50.0	
×	18 市街地再開発審査会				
19	障害支援区分審査会	57	31	54.4	
×	20 児童福祉審議会				
21	行政不服審査会	6	3	50.0	
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
合 計		771	342	44.4	
女性委員0の審議会数		0			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	32	12	37.5	
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	51	4	7.8	
6	固定資産評価審査委員会	9	2	22.2	
合 計		104	20	19.2	
女性委員0の委員会数		2			